

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯がない比較的狭い道路のことです。



ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通の安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、同乗者、歩行者、自転車の方々を守ることにつながります。決められた速度の範囲内であっても、道路状況や天候等に応じて、安全な速度で運転するよう心掛けてください。

こんな道は特に気を付けよう!

民家・商店が多い

通学路である

天候等で視界が悪い

カーブが多い

■警察庁HP

▼生活道路における法定速度の引下げについて

<https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/seikatsudouro/seikatsudoro.html>



問い合わせ先

■全国都道府県警察HP

▼各都道府県警察本部リンクはこちらです

<https://www.npa.go.jp/link/prefectural.html>



生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

令和8年9月1日

(2026年)

改正道路交通法施行令施行

60 km/h

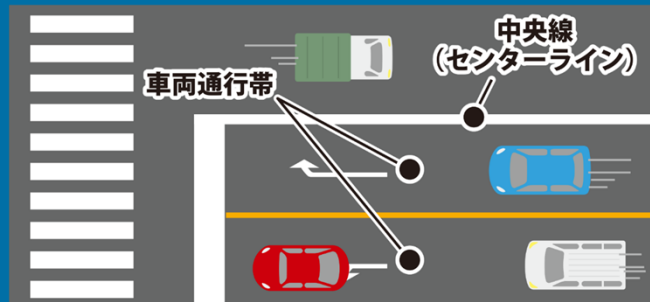
30 km/h



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼ 引き続き60km/hです

1

道路標識又は
道路標示による
中央線又は
車両通行帯が
設けられている
一般道路

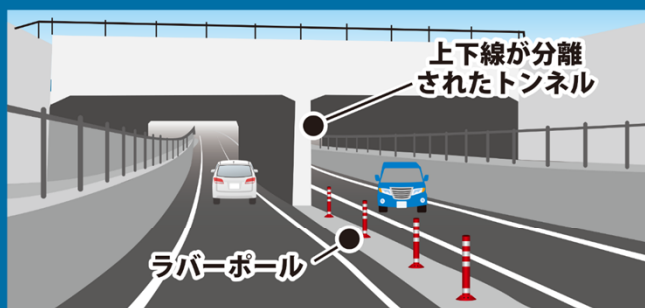


3

高速自動車国道のうち、本線車道並びにこれに接する
加速車線及び減速車線以外のもの (例として、料金所や
一般道路と高速道路をつなぐ、いわゆる「ランプ」が該当します)

2

道路の構造上又は
柵その他の工作物
により自動車の通
行が往復の方向別
に分離されている
一般道路



4

自動車専用道路



従前どおり、道路標識等による
指定がある場合は、その速度に
従ってください

道路標識又は道路標示により最高速度が
指定されている道路では、その速度が最
高速度となります。

例えば、道路標識により最高速度が
40km/hと指定されている中央線がない道
路では、最高速度は30km/hではなく
40km/hとなります。



▲中央線がない道路で40km/hの速度標識が
あった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度標識
が50km/hの場合、最高速度は50km/hとなる。